

平成19年10月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第18983号 損害賠償請求事件

平成19年10月10日口頭弁論終結

判 決

福岡県北九州市<以下略>

原告 A

東京都港区<以下略>

被告 新日本石油株式会社

同訴訟代理人弁護士 江尻隆

同 高橋宏達

同 松永徳宏

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、2700万円を支払え。

第2 事実及び理由

1 原告の主張

本件は、次の実用新案権(以下「本件実用新案権」という。)を有する原告が、被告に対し、被告が平成9年6月から本件訴訟提起までに販売した多機能水缶「ドムカン」1万個は本件実用新案権(請求項1ないし4)を侵害するとして、不法行為に基づく損害金2700万円の支払を求めた事案である。

登録番号 第3050314号

考案の名称 「移動式足踏シャワー」

出願日 平成9年2月4日

登録日 平成10年4月22日

## 2 無効審決の確定

証拠(甲3, 4, 乙3)によれば, 本件実用新案権の請求項1ないし4に係る実用新案登録については, 実用新案法3条2項に違反してされたものであり, 無効とする旨の審決(無効2006-40001。以下「本件審決」という。)がされ, 本件審決は平成19年1月4日確定したことが認められる。

そうすると, 本件実用新案権は初めから存在しなかったものとみなされるから(実用新案法41条, 特許法125条), 同実用新案権を侵害するということはありません。

本件審決に重大かつ明白な違法があることの主張立証はない。

## 3 結論

よって, 原告の請求は理由がないから棄却することとし, 訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官

市 川 正 巳

裁判官

中 村 恭

裁判官

宮 崎 雅 子